防火、準防火地域

出題概要・No18は、防火地域、準防火地域に関連する出題が多い

- ・法61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)
 - ・令136条の2(防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準)
 - ・令136条の2の2(防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準)
- •法62条(屋根)
- ・法63条(隣地境界線に接する外壁)
- ・法64条(看板等の防火措置)
- ・法65条(建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)
- ・法27条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)
- •法別表第1
- ・法84条の2(簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)
 - ・令136条の9(簡易な構造の建築物の指定)
 - ・令136条の10(簡易な構造の建築物の基準)

〔No. 18〕図のような敷地において、用途上不可分の関係にあるA~Dの建築物を新築する場合、建築基準法上、誤っているものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も防火壁を設けていないものとし、建築物に附属する門又は塀はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等の制限については考慮しないものとし、危険物の貯蔵等は行わないものとする。 →令136条の2

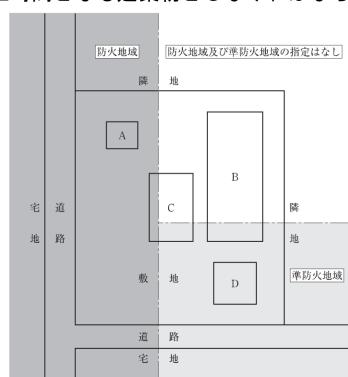
- 1. Aは、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 2. Bは、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 3. Cは、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 4. Dは、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。

A:延べ面積90m2、地上2階建ての事務所棟

B:延べ面積1,200m2、地上3階建ての事務所棟

C:延べ面積140m2、平家建ての自動車車庫棟

D:延べ面積400m2、地上4階建ての事務所棟

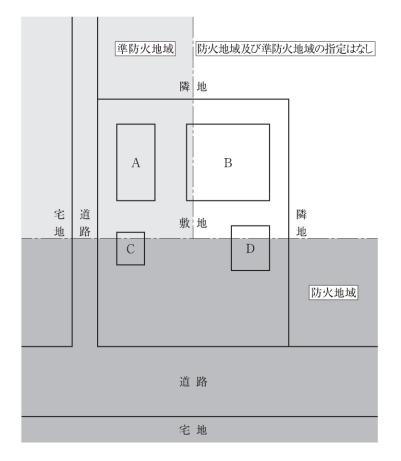


- 1. 防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
- 2. 防火地域内においては、高さが 1.5 mの看板で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
- 3. 防火地域及び準防火地域にわたる建築物(過半が準防火地域内であり、防火地域外で防火壁で 区画されていないもの)で、地上3階建ての事務所の用途に供するものは、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 4.防火地域内の自動車車庫の用途に供する開放的簡易建築物の主要構造部である柱及びはりは、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造らなければならない。

[No. 16] 防火地域及び準防火地域内の建築物の新築に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1. 防火地域内においては、延べ面積 120 m2、平家建ての診療所の用途に供する建築物は、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 2. 防火地域内にある建築物に附属する門又は塀で、高さ2mを超えるものは、延焼防止上支障のない構造としなければならない。
- 3. 準防火地域内においては、延べ面積 180 m2、地上 3 階建ての一戸建て住宅の用途に供する建築物は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 4. 準防火地域内においては、延べ面積 1,200 m2、地上 2 階建ての倉庫の用途に供する建築物は、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。

- 1. Aは、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 2. Bは、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 3. Cは、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 4. Dは、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。



A:延べ面積 600m²、地上 3 階建ての事務所棟

B:延べ面積 2,000m²、地上 4 階建ての事務所棟

C:延べ面積 80m²、地上 2 階建ての事務所棟

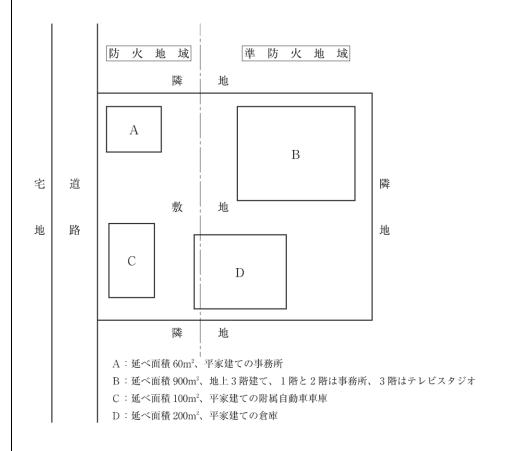
D:延べ面積 120m²、平家建ての自動車車庫棟

[No. 18] 防火地域及び準防火地域内の建築物の新築に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1. 準防火地域内においては、延べ面積 400 m2、平家建ての事務所のみの用途に供する建築物は、耐火建築物若しくは 準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 2. 防火地域内においては、延べ面積 80 m2、地上 2 階建ての一戸建て住宅は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
- 3. 防火地域内においては、高さが 2 mの広告塔で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
- 4. 建築物が「防火地域」と「防火地域又は準防火地域として指定されていない区域」にわたる場合において、その建築物が防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分については、防火地域内の建築物に関する規定は適用されない。

[No. 18] 図のような敷地において、用途上不可分の関係にあるA~Dの建築物を新築する場合、建築基準法上、誤っているものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も防火壁を設けていないものとし、建築物に附属する門又は塀はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等の制限については考慮しないものとし、危険物の貯蔵等は行わないものとする。

- 1. Aは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 2. Bは、耐火建築物としなければならない。
- 3. Cは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 4. Dは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。



[No. 18] 防火地域及び準防火地域内の建築物の新築に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1. 防火地域及び準防火地域にわたる建築物(過半が準防火地域内であり、防火地域外で防火壁で区画されていないもの)で、延べ面積 600m2、地上2階建てで、各階を展示場の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 2. 防火地域内においては、延べ面積 150m2、平家建ての建築物で、診療所の用途に 供するものは、耐火建築物としなければならない。
- 3. 準防火地域内においては、延べ面積 900m2、地上3階建ての建築物(各階の床面積 300m2)で、3階を倉庫の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。
- 4. 準防火地域内においては、延べ面積 1,200m2、地上3階建ての建築物で、各階を事務所の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。